

令和4年度地域集会所整備費補助金 制度概要

主な条件	対象面積・補助金額
新築 ① 3以上の町内会が建設主体であること。 2以下の場合、総世帯数が概ね600世帯。 ② 建設用地が確保されていること。 ③ 公民館等から遠距離にあり、利用が不便であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯数 101～300 の場合 対象面積は 115.5 m² (約 35 坪) まで $115.5 \text{ m}^2 / 3.3 \text{ m}^2 \times$ 実施建設単価 (318,000 円まで) $\times 1/2 =$ <u>5,565,000 円</u> ・ 世帯数 301～500 の場合 対象面積は 165 m² (約 50 坪) まで $165 \text{ m}^2 / 3.3 \text{ m}^2 \times$ 実施建設単価 (318,000 円まで) $\times 1/2 =$ <u>7,950,000 円</u> ・ 世帯数 501～の場合 対象面積は 231 m² (約 70 坪) まで $231 \text{ m}^2 / 3.3 \text{ m}^2 \times$ 実施建設単価 (318,000 円まで) $\times 1/2 =$ <u>11,130,000 円</u>
建替え 市補助金を受けて新築又は建替えをしたものについては、新築又は建替え後 24 年以上経過していること。(災害等除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯数にかかわらず 対象面積は 297 m² (約 90 坪) まで $297 \text{ m}^2 / 3.3 \text{ m}^2 \times$ 実施建設単価 (318,000 円まで) $\times 1/2 =$ <u>14,310,000 円</u>
改修 ① 改修工事経費が 100 万円以上。 ② 補助金を受けて新築、建替え、改修したものについては、新築又は建替え後 15 年以上、改修後 10 年以上経過していること。(災害等による場合を除く。)	改修工事経費の 1/2 以内の額。 上限額 <u>2,000,000 円</u>
トイレ水洗化等に伴う改修 ① 下水道又は農業集落排水処理施設 (以下「処理施設」) への接続及び付帯する改修工事経費の合計額が 50 万円以上。 ② 合併処理浄化槽の設置及び付帯する改修工事経費の合計額が 100 万円以上。 なお、浄化槽の設置に当たっては、下水道又は農業集落排水供用開始区域 (以下「供用開始区域」) 外にあり、本管敷設が当分見込まれないこと。 ③ 補助金を受けて新築、建替え、トイレ水洗化等に伴う改修をしたものについては、新築、建替え後 15 年以上、トイレ水洗化等に伴う改修後 10 年以上経過していること (災害等による場合を除く)。	トイレ水洗化等に伴う改修工事経費の 1/2 以内の額。 上限額 <u>2,000,000 円</u>
トイレ洋式化に伴う改修 ① 既設便器の洋式化及び付帯する改修工事経費の合計額が 10 万円以上。 ② 供用開始区域内にある地域集会所の場合は、処理施設に接続していること。 ③ 補助金交付は、1 施設につき 1 回限りとする。	トイレ洋式化に伴う改修工事経費の 1/2 以内の額。 上限額 <u>250,000 円</u>

※同一年度内に改修、トイレ水洗化等及びトイレ洋式化に伴う改修を行う場合、補助金は重複して交付しない。
 (一財) 自治総合センターのコミュニティセンター助成事業を実施する場合、補助金は重複して交付しない。